

虐待防止対応規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人あおり24（以下「法人」という。）が実施する事業（以下「事業」という。）の利用者に対する虐待防止を図るためのものであり、法人の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図るとともに、法人事業に対する社会的な信頼を向上させ、利用者の人権を保護し、健全な支援を提供することを目的とする。

(対象とする虐待)

第2条 この規程において、「虐待」とは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき法人職員がその支援する利用者に対し、次に掲げる行為をいう。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- (3) 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 利用者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、(1)から(3)に掲げる行為と同様の行為の放置など養護を著しく怠ること。
- (5) 利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当な財産上の利益を得ること。

(利用者に対する虐待の防止)

第3条 法人職員は、利用者に対し虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

第4条 利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止対応規定に基づき、対応しなければならない。

- 2 法人職員は、虐待を発見した際は、障害者虐待防止法に基づき、市町村に通報する義務がある。同時に虐待防止受付担当に通報しなければならない。

第2章 虐待防止対応体制

(虐待防止対応責任者)

第5条 本規程による虐待防止の責任主体を明確にするため、法人に虐待防止対応責任者を設置する。

- 2 虐待防止対応責任者は、各事業所の管理者があたるものとする。

(虐待防止対応責任者の職務)

第6条 虐待防止対応責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待内容及び原因、解決策の検討
- (2) 虐待防止のための当事者等との話し合い
- (3) 虐待原因の改善状況の当事者（保護者も含む）及び市町村の虐待防止センターへの報告

(虐待防止担当者)

第7条 法人事業の利用者が虐待通報を行いやすくするため、法人に虐待防止担当者を設置する。

- 2 虐待防止担当者は、各事業所のサービス提供責任者があたるものとする。
- 3 法人職員は、虐待防止受付担当者の不在時等に第2条に定める虐待の通報があった場合には、虐待防止受付担当者に代わって通報を受け付けることができる。
- 4 前項により虐待の通報を受けた職員は、遅延なく虐待防止受付担当者にその内容を連絡しなければならない。

(虐待防止担当者の職務)

第8条 虐待防止担当者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 利用者等からの虐待通報受付
 - (2) 職員からの虐待通報受付
 - (3) 虐待内容、利用者等の意向の確認と記録
 - (4) 虐待内容の虐待防止対応責任者及び虐待防止センターへの報告
 - (5) 虐待改善状況の虐待防止対応責任者への報告
- 2 第10条以降の「虐待通報者」は、通報者が法人職員及び第三者であっても「被虐待者本人及び保護者等」と読み替える。

第3章 虐待防止及び解決

(虐待防止対応の周知)

第9条 虐待防止対応責任者は、事業所内での掲示、重要事項説明書及びホームページの掲載等により、本規程に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

(虐待通報の受付)

第10条 虐待の通報は、(別紙1)の「虐待通報書」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。

2 虐待防止担当者は、利用者からの虐待通報の受付に際して、次の事項を(別紙2)の「虐待通報の受付・経過記録書」に記録し、その内容を虐待通報者に確認する。

- (1) 虐待の内容
- (2) 虐待通報者の要望
- (3) 市町村の虐待防止センターへの報告の要否
- (4) 虐待通報者と虐待防止対応責任者の話し合いの虐待防止センターへの報告・助言・立会いの要否

(虐待の報告・確認)

- 第 1 1 条 虐待防止担当者は、受け付けた虐待の内容を（別紙 3）「虐待通報受付報告書」により、虐待防止対応責任者に報告する。ただし、虐待通報者が虐待防止センターへの報告を希望しない場合はこの限りでない。
- 2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、同様に報告し必要な対応を行う。
 - 3 利用者への虐待が認められた場合は、虐待防止対応責任者より市町村の虐待防止センターへ通報する。
 - 4 虐待通報受付の報告を受けた虐待防止センターは、虐待内容を確認し（別紙 4）の「虐待通報受付報告書」によって、虐待通報者に対して報告を受けた旨を通知する。通知は、原則として虐待通報のあった日から 1 4 日以内に行わなければならない。

（虐待解決に向けた協議）

- 第 1 2 条 虐待防止対応責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。
- 2 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から 1 4 日以内に行わなければならない。
 - 3 虐待通報者及び虐待防止対応責任者は、必要に応じて市町村の虐待防止センターに助言を求めることができる。
 - 4 虐待防止センターは、話し合いへの立ち合いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。
 - 5 虐待防止対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を（別紙 5）の「話し合い結果記録書」により記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った虐待防止センターに確認する。

（虐待解決に向けた記録・結果報告）

- 第 1 3 条 虐待防止対応責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。
- 2 虐待防止対応責任者は、虐待通報者に改善を約束した事項について、虐待通報者及び虐待防止センターに対して（別紙 6）「改善結果（状況）報告書」により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から 3 0 日以内に行わなければならない。
 - 3 虐待防止対応責任者は、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、市町村の苦情相談窓口及び都道府県の運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。

（解決結果の公表）

- 第 1 4 条 虐待防止対応責任者は、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を虐待防止センターに報告する。
- 2 法人事業のサービスの質と向上を図るため、本規程に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に記載する。

（虐待防止のための職員等研修）

- 第 1 5 条 虐待防止対応責任者は、虐待防止啓発のための職員研修を原則年 1 回以上及び職員採用時に実施する。
- 2 研修は虐待防止啓発に限らず、障害福祉を含めた全人的な人格・資質の向上を目的として行う。
 - 3 虐待防止対応責任者は、虐待防止に関する外部研修会等にも職員を積極的に参加させるよう努める。

(虐待防止委員会の設置)

第16条 虐待防止対応責任者は、施設内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置しなければならない。

- 2 虐待防止委員会は、定期的又は虐待発生の都度開催しなければならない。
- 3 虐待防止委員会の委員長は、理事長とする。委員は必要のある員数とし、理事長が指名する。
- 4 必要のある場合は、第三者を委員に加えることができる。
- 5 虐待防止委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。
- 6 虐待防止委員会は、身体拘束適正化委員会の委員を兼ねる。

(職員による相談)

第17条 虐待防止対応責任者は、職員からの虐待に関する相談については、必要な時間と場所を確保したうえで対応しなければならない。

- 2 虐待防止対応責任者が、虐待に関わっている可能性のある内容の場合には、虐待防止委員会の他の役員へ相談しなければならない。

(権利擁護のための成年後見制度)

第18条 虐待防止対応責任者は、障害者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を本人及びその保護者等に啓発する。

(守秘義務)

第19条 虐待防止対応責任者、虐待防止担当者及び虐待防止委員会、その他虐待解決に係るすべての者は、通報者の氏名、通報内容その他相談等により知り得た個人情報を、被虐待者、保護者、通報者の許可なく他に漏らしてはならない。

(附則)

この規定は令和4年4月1日より施行する。

委員及び役職変更の為、令和4年7月1日一部改訂。

特定非営利活動法人あおもり24 虐待防止委員会 委員名簿

理事長	佐藤 廣則	
委員長	長内 昭憲	居宅介護・重度訪問・訪問介護あおもり24 管理者
委員	葛西 大典	サービス提供責任者 研修担当
委員	佐藤 真理子	法人事務局長
事務局	阿部 恵	コーディネーター